

印業令6第6号

水管橋点検業務委託

特記仕様書

令和6年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部

目 次

第1章 総則	1
第1節 基本事項	1
1-1-1 適用範囲	1
1-1-2 業務目的	1
1-1-3 仕様書等の適用	1
第2節 一般事項	1
1-2-1 一般事項	1
1-2-2 費用の負担	2
1-2-3 法令等の遵守	2
1-2-4 中立性の保持	2
1-2-5 秘密の保持	2
1-2-6 業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者等	2
1-2-7 技術者の資格	2
1-2-8 点検調査資格	3
1-2-9 打合せ及び記録	3
1-2-10 監督職員	3
1-2-11 貸与資料	3
1-2-12 参考文献等の明記	3
1-2-13 疑義の解釈	3
1-2-14 事故の防止	3
1-2-15 成果品の検査	4
1-2-16 成果品の帰属	4
1-2-17 納期	4
1-2-18 提出書類	4
第2章 水管橋点検業務委託	6
第1節 業務の概要	6
2-1-1 業務概要	6
2-1-2 点検箇所	6
2-1-3 計画準備	6
2-1-4 現地踏査	6
2-1-5 関係機関との協議資料作成	7
2-1-6 点検調査	7
2-1-7 点検記録作成	7
2-1-8 報告書作成	7
2-1-9 打合せ	7

2-1-10	水管橋点検業務における留意点	7
2-1-11	成果品	8
	水管橋点検記録表	9

第1章 総則

第1節 基本事項

1-1-1 適用範囲

1 本仕様書は、次の業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

- (1) 委託番号 印業令6第6号
- (2) 委託名 水管橋点検業務委託
- (3) 委託箇所 成田市山口1702-2番地 他3箇所
- (4) 委託期限 契約日の翌日から令和7年3月18日限り

1-1-2 業務目的

1 本業務は、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（令和5年3月厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）」により、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部（以下「当組合」という。）が所管する水管橋が「基幹管路等の重要管路に設置された水管橋等」に分類され、2年に1回以上の定期点検頻度を推奨されていることから、同ガイドラインに基づき、定期点検を行うことを目的とする。

1-1-3 仕様書等の適用

1 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、以下によるものとする。

- (1) 水管橋点検・評価マニュアル
(令和6年5月 WSP 日本水道鋼管協会)
- (2) 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン
(令和5年3月 厚生労働省医薬・生活衛生局 水道課)
- (3) その他公的な仕様書・指針

第2節 一般事項

1-2-1 一般事項

- 1 受注者は、点検の対象となる水管橋について事前に竣工図面等で構造を確認し、水管橋ごとの点検内容や点検方針を業務計画書として取りまとめ、当組合監督職員（以下「監督職員」という。）の確認を得た上で点検作業に着手すること。
- 2 受注者は、事前に図面等で作業箇所の周辺状況を把握し、作業に必要な図面を携帯すること。
- 3 点検作業に当たっては、作業環境の安全確保並びに安全装備を実施し、水道施設に対し損傷を与えないよう十分留意すること。
- 4 点検作業に当たり、河川区域や公園等における土地を一時的に使用する場合は、監督職員と協議するとともに、当該管理者の指示に従うこと。
- 5 作業に当たり、河川及び河川構造物、道路構造物及びその他の工作物を汚損しないよう注意し、汚損させた場合は、作業終了後、洗浄・清掃すること。

- 6 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物等を撤去し、作業場所の清掃を実施する。
- 7 受注者は、点検作業中異常を発見し、それが水道施設及び交通、付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示を受けること。
- 8 受注者が、監督職員の指示に反して作業を続行しようとした場合、及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。

1-2-2 費用の負担

- 1 業務に必要な費用は、本仕様書に特に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1-2-3 法令等の遵守

- 1 受注者は、業務の実施に当り関連する法令等を遵守しなければならない。

1-2-4 中立性の保持

- 1 受注者は、各種調査をはじめとする本業務の実施に当たって、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

1-2-5 秘密の保持

- 1 受注者は、本業務の施行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1-2-6 業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者等

- 1 受注者は、業務主任技術者（管理技術者）及び照査技術者、担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせなくてはならない。
- 2 業務主任技術者（管理技術者）は、業務計画書を作成するとともに、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画書を作成するとともに、業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 4 受注者は、業務の遅滞ない進捗を図るために、必要な担当技術者を配置しなければならない。

1-2-7 技術者の資格

- 1 業務主任技術者（管理技術者）は、技術士（上水道及び工業用水道）、あるいはR C C M（上水道及び工業用水道）の資格保有者でなければならない。
- 2 照査技術者は、技術士（上水道及び工業用水道）、あるいはR C C M（上水道及び工業用水道）の資格保有者でなければならない。
- 3 業務主任技術者（管理技術者）と照査技術者は、兼ねる事が出来ない。

1-2-8 点検調査資格

- 1 点検調査作業を行う作業班の点検調査員のうち1名は、次の(1)(2)の資格等のいずれかを有している者とする。

その他、点検調査に必要な資格（ロープアクセスの場合は、ロープアクセス技術資格など）を有している者とする。

- (1) 技術士（上水道及び工業用水道）
- (2) R C C M（上水道及び工業用水道）

1-2-9 打合せ及び記録

- 1 業務主任技術者（管理技術者）は、打合せには必ず出席するものとし、業務に関する打合せ等協議は、結果を速やかに記録し提出すること。

1-2-10 監督職員

- 1 本業務は、監督職員が、業務委託契約書、特記仕様書等に定められた事項の範囲において、業務施行上の指示及び監督を行うものとする。

受注者は、業務の施工に当り、当該契約に基づき、当組合が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

1-2-11 貸与資料

- 1 本業務に必要な資料のうち、当組合が所有しているものはこれを貸与し、その他の資料は当組合の仲介により受注者が収集するものとするが、これらの資料については、受注者の責任において厳重に保管するとともに、社外への提供ならびに公開は、一切これを認めない。

- 2 なお、貸与資料について、貸与期間中に紛失、損傷した場合は受注者の責任で弁済すること。

1-2-12 参考文献等の明記

- 1 本業務で参考とした文献や資料については、その文献、資料名を報告書に明記しなければならない。

1-2-13 疑義の解釈

- 1 受注者は、業務施行上と認められるもので、本仕様書に疑義が生じた場合、また、本仕様書に明記していない事項があるとき、あるいは内容に相互符号しない事項がある場合、事前に監督職員と協議しその指示に従わなければならない。

1-2-14 事故の防止

- 1 受注者は、現地調査等において、障害及び事故発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法規を遵守し、円滑にこれを行わなければ

ならない。

なお、損害・事故等が発生した場合の補償に要する費用は、受注者の負担とする。

1-2-15 成果品の検査

- 1 受注者は、業務完了後、業務主任技術者（管理技術者）立会のうえ、成果品について検査を受けなければならない。
- 2 成果品の検査において、指摘された箇所は、直ちに訂正し速やかに報告書等を納入しなければならない。
- 3 業務完了後において、受注者の責に伴う契約の不適合が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

1-2-16 成果品の帰属

- 1 成果品の管理及び帰属は全て組合とする。受注者が成果品を公表するについては一切これを認めない。

1-2-17 納期

- 1 成果品の納期は本業務期間内とする。なお、納期前であっても業務のうち完成したもののについては、提出を求める場合がある。

1-2-18 提出書類

1 提出書類

(1) 業務着手届 (契約後7日以内) 2部

(2) 業務主任技術者（管理技術者）選任通知書
(契約後7日以内) 2部

[経歴書、資格証及び資格を証明する書類の写し並びに当該企業との直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する書面の写しを添付すること。]

(3) 業務工程表 (契約後7日以内) 2部

(4) 業務カルテ（登録内容確認書）
(受注・変更・完了後10日以内) 1部

(5) 業務計画書及び照査計画書 (契約後15日以内) 2部

(6) 作業員名簿 (必要の都度) 1部

(7) 身分証明書交付申請書（原則として契約後30日以内） 1部

[身分証明書の交付を受けようとする従事者一覧及び写真、身分証明書の交付を受けたい従事者と申請者が恒常的な雇用関係を証明するものを添付すること。]

[発行した身分証は、業務完了時に返却すること。]

- | | | |
|------------------------------|-----------|----|
| (8) 道路使用許可申請書の写し | | 1部 |
| (9) 調査日報 | (必要の都度) | 1部 |
| (10) 週間工程表 | (必要の都度) | 1部 |
| (11) 業務報告書 (CD-R含む) | | 2部 |
| 調査の完了に伴って、調査結果を整理し報告するものとする。 | | |
| なお、調査報告書は良否の判断を明確にすること。 | | |
| (12) 業務完了報告書 | | 2部 |
| (13) 業務目的物引渡申出書 | | 2部 |
| (14) その他監督職員の指示するもの | | 1式 |

第2章 水管橋点検業務委託

第1節 業務の概要

2-1-1 業務概要

1 本業務は、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（令和5年3月厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）」により、当組合が所管する水管橋が、「基幹管路等の重要管路に設置された水管橋等」に分類され、2年に1回以上の定期点検頻度を推奨されていることから、同ガイドラインに基づく定期点検を行うものである。

- (1) 計画準備
- (2) 現地踏査
- (3) 関係機関との協議資料作成
- (4) 点検調査
- (5) 点検記録作成
- (6) 報告書作成
- (7) 打合せ

2-1-2 点検箇所

1 以下の水管橋の点検を行う。

- (1) 小橋川水管橋（成田市山口1702-2番地）
500A 逆三角トラス形式 支間長57.6m
- (2) 佐倉印西線橋梁（印西市鎌苅2040番地先）
400A 函型橋梁添架 支間長103.7m
- (3) 蒲谷津橋（印西市結縁寺地先）
250A 橋梁添架 支間長152.0m
- (4) 神崎川水管橋（白井市河原子95-6～白井185-4地先）
350A アーチ形式 支間長20.0m

2-1-3 計画準備

1 受注者は、事前に次の事項を記載した業務計画書を提出すること。

- (1) 点検対象水管橋の状況整理（形式、管種、口径、建設年度、空気弁・伸縮可とう管等の付属設備の状況、下部工構造、支持金物等の状況等）
- (2) 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- (3) 水管橋点検作業業務計画（点検対象設備に対する点検項目、方法及び方針等）
- (4) 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法等）

2-1-4 現地踏査

1 水管橋点検に先立って現地踏査を行い、水管橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、水管橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の

概況の調査記録（写真撮影含む）を行う。

2-1-5 関係機関との協議資料作成

- 1 水管橋点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。

2-1-6 点検調査

- 1 損傷・劣化の有無（又はその疑い）、状況について、主に定性的に把握するものとする。目視または目視と同等程度の状態把握ができる方法とし、重要な変状を見落とさないために必要に応じて触診調査を行うものとする。

なお、点検調査は、橋梁点検車、高所作業車、点検足場やロープアクセス等を用いて近接目視で行う。

また、直接の目視が困難な範囲（高所や狭隘箇所など）は、光学高倍率ズームデジタルカメラ、高所点検カメラあるいはドローン等により間接目視（画像調査）の活用を検討し、点検調査不可な箇所を極力無くすものとする。

2-1-7 点検記録作成

- 1 点検結果をもとに、表1水管橋等点検記録表及び水管橋点検・評価マニュアル（令和6年5月 WSP 日本水道鋼管協会）に記載されている点検記録用紙を用いて作成を行う。

2-1-8 報告書作成

- 1 点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

2-1-9 打合せ

- 1 打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果物納入時に行う。

（1）業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、水管橋点検に必要な資料等の貸与を行う。

（2）中間打合せ

水管橋の現地踏査時終了時に行う。

（3）成果物納入時

成果物のとりまとめが完了した時点で打合せを行う。

2-1-10 水管橋点検業務における留意点

- 1 以下のことを留意して点検を行うこと。

（1）管体については、管継手部や伸縮可とう管部分、また、空気弁部分等からの漏水の有無を確認するとともに、塗装の剥離状況や腐食状況等を確認すること。

- (2) 独立水管橋においては、橋台、橋脚の傾きや不同沈下、ひび割れや鉄筋腐食、塗装の剥離、その他異常等の有無について確認すること。
- (3) 橋台部等に、管路用地を有する水管橋の点検においては、管路用地フェンスや防護柵等の状況、また、不法投棄やその他異常の有無について確認すること。
- (4) 橋梁添架管においては、管の接続部（溶接部）や支持金具についても留意して点検を行うこと。
- (5) 橋梁内部に入る際は酸欠に十分注意し、点検を行うこと。
- (6) 点検に際し、交通規制を行う場合は、所轄の警察署で道路使用許可を受けること。
また、適切に誘導警備員を配置し、歩行者及び車両通行等に十分注意し点検を行うこと。
- (7) 業務の実施に当たり、関係機関等から作業期間や時間帯について条件が付された場合には、当該許可条件を厳守すること。
- (8) 使用する機材を常に点検し、十分な整備をしておくこと。

2-1-11 成果品

- 1 受注者は、点検結果について報告書を作成し、提出すること。
- 2 提出する成果は次のとおりとすること。
 - (1) 業務報告書（点検記録・状況報告・作業日報含む）
 - (2) 点検状況写真
 - (3) その他監督職員の指示するもの

表1 水管橋点検記録表

水管橋点検記録表

		点検日	年 月 日				
		所属/受注者	担当者				
水管橋の名称		水管橋台帳番号					
種 別	点 検 項 目		評 価				
上部工主構部	漏水の有無		<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
	外面塗装の状況（剥離、発錆）		<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
	変形の有無及び腐食		<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
上部工付属設備	空気弁	漏水の有無	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
		外面塗装の状況（剥離、発錆）	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
		変形の有無及び腐食	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
		空気弁断熱材の損傷	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
	伸縮管	漏水の有無	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
		外面塗装の状況（剥離、発錆）	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
		変形の有無及び腐食	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
		伸縮管の変位状況	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
	リングサポート	外面塗装の状況（剥離、発錆）	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
		変形の有無及び腐食	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
	サドルサポート	外面塗装の状況（剥離、発錆）	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
		変形の有無及び腐食	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
添架支持金物	外面塗装の状況（剥離、発錆）	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
	変形の有無及び腐食	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
落橋防止構造	外面塗装の状況（剥離、発錆）	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
	変形の有無及び腐食	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
歩廊	外面塗装の状況（剥離、発錆）	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
	変形の有無及び腐食	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
進入防止柵	外面塗装の状況（剥離、発錆）	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
	変形の有無及び腐食	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
支承	支承機能（スライド状況）	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
	変形の有無及び腐食	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
	アンカーボルトの変形及び腐食	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
	調整モルタルの状況（割れ、隙間）	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
	沓座面のコンクリートの状況	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N	
下部工	橋台	コンクリートのひび割れ、鉄筋の露出	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
		沈下の有無	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
	橋脚	コンクリートのひび割れ、鉄筋の露出	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
		傾きの有無	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
		外面塗装の状況（剥離、発錆）	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
管理用地		フェンス、無断使用、不法投棄等	<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C	<input type="checkbox"/> D	<input type="checkbox"/> N
特記事項 (評価A,B,Nの場合)							
評価の記入方法						監督員	
A：損傷に著しい箇所があり、早急な修繕工事が必要（具体的状況を記入）							
B：詳細調査を実施し、修繕工事等の必要性の検討が必要（具体的状況を記入）							
C：今後継続して損傷調査が必要							
D：現状では大きな問題はない							
N：未点検又は不明（具体的理由を記入）							